

岐阜県立大垣桜高等学校における調理師養成課程に関する規程

① 設置目的

大垣桜高等学校食物科は、在学中に調理に関する所定の科目を学び、厚生労働省が定める国家資格「調理師」の取得を目指し、職業人としての調理師の育成を目的とする。

またこの学則は、岐阜県高等学校管理規則（昭和 39 年岐阜県教育委員会規則第 3 号）第 49 条に基づき岐阜県立大垣桜高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

② 名称

岐阜県立大垣桜高等学校 全日制の課程
家庭に関する学科：食物科

③ 位置

岐阜県大垣市墨俣町上宿 4 6 5 - 1

④ 修業年数

本校の修業年限は、3 年とする。

⑤ 生徒定員及び学級数

生徒定員 120 名（40 人×3 学年）
学級数 各学年（1）

⑥ 養成課程及び履修方法

ア 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準に基づき、各教科・科目並びに特別活動等について、校長が編成する。

イ 調理師免許取得資格のため、「調理師法」第 3 条第 1 号に定める養成課程を置くこととする。

ウ 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。

エ 全校の科目と単位数は次の通りとする。

生活産業学科を有する高等学校：43 単位

（学校指定科目：調理理論 5 単位、総合調理実習 3 単位、調理フランス語 1 単位を含む）

教育内容	科目	単位数	教育内容	科目	単位数
	家庭総合	4	食品の安全と衛生	食品衛生 (実習 1 単位以上を含む)	5
	生活産業基礎	2	調理理論と 食文化概論	食文化	1
	課題研究	3		調理理論	5
	生活産業情報	2	調理実習	調理	9
食生活と健康	公衆衛生	3	総合調理実習	総合調理実習	3
食品と栄養の特徴	食品	2		調理フランス語	1
	栄養	3		合計	43

⑦ 学年、学期及び授業を行わない日

(学 年)

本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

本校の学期は、2学期制とし、学期の始めと終わりは校長が別に定める。

(休業日)

本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学年末及び学期始め、夏季、冬季とし、その始めと終わりは校長が別に定める。

(4) 教育委員会が臨時に休業を必要と認めた日

(5) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会に届け出た日

前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときには、休業日に授業を行うことができる。

校長は、非常変災その他急迫の事情があるときには、臨時に授業を行わないことができる。

⑧ 入学時期

入学の時期は、校長が入学を許可した日とする。

⑨ 入学資格・入学者の選考

校長は、学校教育法57条に該当する者で、入学者の選抜に合格したものに入学を許可する。

⑩ 入学手続

入学を許可された者は、校長の指定する期間内に宣誓書、その他所定の書類を提出しなければならない。

⑪ 退学、休学、復学、卒業

生徒は、異動が生じたときは、速やかに校長に届出なければならない。

(休 学)

ア 病気、その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、休学願により保護者等から校長に願い出なければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

イ 休業の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(復学及び再入学)

休学中の者が、その理由がなくなったことにより、復学及び再入学しようとするときは、復学願及び再入学願により保護者等から校長に願い出なければならない。この場合

において、その理由が病気によるものについては、復学が可能である旨の医師の診断書を添えなければならない。

(転学及び退学)

転学又は退学をしようとする者は、転学願又は退学願により保護者等から校長に願い出なければならない。

(卒業)

校長は、卒業を認定した者には、卒業証書を授与し、必要な場合は卒業証明書を発行する。

⑫ 学習の評価（成績考査）・課程修了の認定（卒業）

(履修・修得の認定、考査、成績の評価、進級、卒業の認定)

(履修・修得の認定)

ア 履修の認定は、成績会議を経て校長が行う。

イ 履修の認定条件は当該科目の年間授業時数（単位数×35）の一定数以内の欠課で授業に出席した場合とする。

ウ 修得の認定は成績会議を経て履修が認められた者に対して校長が行う。

エ 単位の認定は、生徒が学校が定める教育計画に従って教科、科目を履修し、その成果が、教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(考査)

ア 考査は、定期考査と追考査を実施する。

イ 定期考査は、前期中間・期末考査及び後期中間・学年末考査を行う。

ウ 追考査は定期考査を欠席した場合に行う。定期考査を受験できなかった生徒は、追考査受験願いを提出し、学校が定めた日時に追考査を受ける。

(成績の評価)

学習成績の評価は、絶対評価とする。教科、科目を担当する教科担任は高等学校指導要領に定める該当教科、科目の目標や内容に照らし、公平に評価する。

ア 学習成績の評価は、前期末は10段階（評価）で示し、学年末は10段階と5段階（評定）で示す。

イ 5段階評価の表示は5、4、3、2、1とし、1については修得不認定とする。

特に高い程度に達している	5
高い程度に達している	4
おおむね達している	3
達成が不十分である	2
達成が著しく不十分である	1

なお10段階評価と5段階評価の関係は次表の通りとする。

10段階	10・9	8・7	6・5・4	3・2	1
5段階	5	4	3	2	1

ウ 保護者等には前期末後、学年末後に評価を通知する。

(進級の認定)

進級の認定は、本校教育課程の該当学年に定められた全ての教科・科目を履修し、下記の単位数を修得し、かつ、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められたとき、成績会議を経て校長が行う。

[1 学年] 教科、科目 16 単位以上。

[2 学年] 1 学年と 2 学年の修得単位数の合計が 45 単位以上。

(原級留置)

ア 下記に該当する場合は、原則として原級に留め置く。

- ・欠席日数が、該当学年において出席すべき日数の 3 分の 1 を越えるとき。ただし、特別の理由がある場合は審議する。
- ・該当学年において履修未認定科目があるとき、または所定の単位数の修得が認定されないとき。
- ・特別活動の出席時数と成果が、その目標からみて満足でないとき。

イ 原級留置と決定した者は、該当学年の全課程を再履修、再修得しなければならない。

(卒業の認定)

ア 卒業の認定は、本校教育課程に定められた全ての教科・科目を履修し、74 単位以上を修得し、かつ、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められたとき、卒業認定会議を経て校長が行う。

イ 履修未認定科目がある場合、あるいは未修得科目の単位数が 14 単位以上ある場合は規定に従って補充することができる。

ウ 履修あるいは修得の補充が該当年度内になされ、卒業の要件が満たされた場合、校長は卒業追認会議にはかり、卒業を認定する。

エ 年度内において、所定の履修と修得が認定されない場合は、該当生徒を原級に留めおく。原級留置と決定した者は 3 年生の全課程を再履修、再修得しなければならない。

(調理師養成に関わる履修と修得)

本校教育課程に定められた全ての教科・科目を履修し、修得する。ただし、履修については学校の規定に準ずる。

⑬ 入学考査料、入学金、授業料及び実習費等

(入学考査料、入学金及び授業料)

ア 授業料、入学考査料及び入学金（以下「授業料等」という。）の額及び納入については、岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和 43 年条例第 22 号）の定めるところによる。

イ 貧困、災害その他特別の理由により授業料等の納入が困難である者は岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則（昭和 46 年岐阜県規則第 105 号）に定める手続きにより、授業料等の全部若しくは一部を免除又は納入期限の延長を願い出ることが出来る。

(授業料等以外の学費)

授業料等以外の学費の額及び納入については、別に校長が定める。

⑭ 教職員の組織

(教職員組織)

本校の教職員組織については、「岐阜県立高等学校の管理運営に関する規則」等関係法規に示されるところによる。

(職員)

ア 高等学校に、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

イ 高等学校には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

ウ 高等学校の職員定数は、教育長が定める。

エ 学校の課程ごとに教務主任、学年主任、図書主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、学科主任を置く。

⑮ 賞罰

(表彰)

校長は他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

ア 学校において、教育上必要があると認めるときには、生徒に懲戒を加えることができる。

イ 懲戒うち、退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

ウ 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。(学校教育法施行規則第13条)

- ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ・ 正当の理由がなくて出席が常でない者
- ・ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附則 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成27年4月1日から適用する。

改正 この規定は、平成30年4月1日から適用する。

改正 この規定は、令和4年度4月1日から適用する。